

広島県教育委員会教育長訓令第二号

地 方 機 関

学校以外の教育機関

地方機関の長等に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

地方機関の長等に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

地方機関の長等に対する事務委任規程（昭和三十四年広島県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「第二十二号」を「第二十一号」に改める。

第十一条第一号を次のように改める。

- 一 視聴覚教材利用規則（昭和四十年広島県教育委員会規則第一号）に規定する教育長の権限に属すること（同規則第十条の規定によるものを除く。）。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、公布の日から施行する。